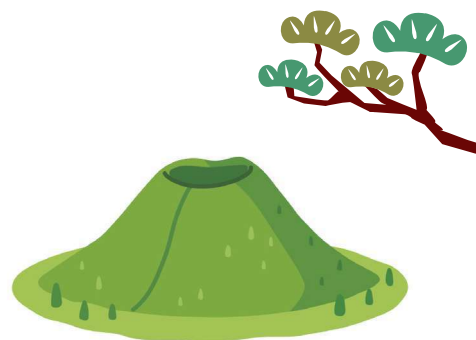


令和7年度版

社会保険の 事務手続き

年金

- 年金額はプラス1.9%の改定
- 在職老齢年金の支給停止調整額が51万円に
- 国民年金保険料は17,510円になりました

健康保険

- 入院時の食事負担額が引き上げられました
- 協会けんぽの一般保険料率・介護保険料率が改定されました

その他

- 現物給与の価額(食事)が改定
- 雇用保険の改正が実施に
- 短時間労働者の適用拡大の方向性



一般財団法人
熊本県社会保険協会

社会保険の手引き

本書の届書記載例等で使用している氏名・住所・事業所名等は、事例として用いるもので、実在の人物・事業所とは何ら関係ありません。また、本書に係る記事および内容については、令和7年2月末現在の取扱いおよび法案等をもとに作成したものです。

CONTENTS

▶令和7年度 社会保険の動向		1
▶健康保険・厚生年金保険の主な事務手続き		3
被保険者	適用事業所に使用される方が被保険者となります	4
マイナ保険証など医療機関受診時に提示するもの	マイナ保険証・資格確認書・高齢受給者証など	8
被扶養者	家族を健康保険の被扶養者とするときなど	10
資格喪失	従業員が退職・死亡・70歳に達したとき	12
任意継続被保険者	退職後も健康保険へ継続加入をしたいとき	14
標準報酬月額	被保険者の標準報酬月額	16
算定基礎届	標準報酬月額の定時決定	18
月額変更届	随時改定に該当するとき	26
その他の届出	被保険者・事業所関係のその他の届出	31
出産に関わる保険料免除と標準報酬月額	産前産後休業・育児休業を取得したときなど	32
標準賞与額	賞与を支給したとき	36
届出方法	電子申請・電子媒体による届出	38
保険料	保険料の納付と保険料額	40
▶健康保険制度と医療費のしくみ		43
療養の給付	病気やケガをしたとき	44
療養費	立替払等、治療用装具作成、海外で診療を受けたとき	46
負傷原因届	負傷(ケガ)がもとで申請するとき	49
限度額適用認定申請・特定疾病	入院時等の窓口負担を軽減したいとき	50
高額療養費	医療費の自己負担額が高額になったとき	52
傷病手当金	病気やケガで会社を休んだとき	56
出産手当金	出産のため会社を休んだとき	61
出産育児一時金	出産したとき	64
埋葬料(費)・家族埋葬料	被保険者や被扶養者が亡くなったとき	68
▶年金制度のしくみと年金給付		71
加入制度	公的年金の種類と加入する制度	72
受給要件	公的年金を受けるには	73
支給開始年齢	老齢厚生年金の支給開始時期	75
老齢給付①	60歳からの老齢年金	76
年金の加算	加給年金額と振替加算	77
在職老齢年金①	在職中の年金(60歳代前半)	78
雇用保険と年金の調整①	高年齢雇用継続給付と在職老齢年金	80
雇用保険と年金の調整②	基本手当と年金	82
老齢給付②	65歳からの老齢年金	84
在職老齢年金②	在職中の年金(65歳以降)	85
繰上げ・繰下げ	繰上げ支給と繰下げ支給	86
障害給付	障害年金	88
遺族給付	遺族年金	90
年金分割制度	離婚時の年金分割	93
企業年金	企業年金制度の概要	94
税金	年金と税金	95
▶日本年金機構福岡広域事務センターへ提出する主な届書のご案内		98
▶協会けんぽへ提出する主な届書のご案内		99
▶一般財団法人 熊本県社会保険協会の事業案内		100

令和7年度 社会保険の動向

令和7年度の健康保険・厚生年金保険の保険料率

●健康保険の一般保険料率は10.12%、 介護保険料率は1.59%に

令和7年度の協会けんぽ熊本支部の一般保険料率は10.12%に変更されました。また、介護保険料率は1.59%に変更されました。

■協会けんぽ熊本支部の健康保険料率

令和7年2月分(3月納付分)まで		令和7年3月分(4月納付分)から	
一般保険料率	10.30%	一般保険料率	10.12%
介護保険料率	1.60%	介護保険料率	1.59%

※任意継続被保険者にあつては、4月分(4月納付分)からの適用となります。
※厚生年金保険料率18.3%、子ども・子育て拠出金率0.36%の変更はありません。

現物給与の価額が改定されます

令和7年4月～

報酬を算出する場合の現物給与の額が改定され、熊本県においては、令和7年4月1日より、以下のとおり改定されます。

(青字が改正箇所)

食事で支払われる 報酬価額	1ヵ月	1日	朝食のみ	昼食のみ	夕食のみ	住宅で支払われる 報酬価額(1畳につき)	1ヵ月
	24,000円	800円	200円	280円	320円		1,150円

令和7年度の国民年金保険料は、17,510円に

令和7年4月～

国民年金保険料は、法定額に年度ごと改定率を乗じた額となりますが、令和7年度の国民年金保険料は、昨年度より530円引き上げの、17,510円となりました。令和8年度は410円引き上がり、17,920円となることが決まっています。

国民年金・厚生年金保険の年金額は1.9%の引き上げに

令和7年4月～

令和7年度の年金額については、令和6年の物価変動率が+2.7%で、名目手取り賃金変動率が+2.3%となり、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。これにマクロ経済スライドによる調整分▲0.4%を差し引き、**+1.9%**の引き上げとなりました。

在職老齢年金の支給停止調整額は51万円に

令和7年4月～

在職老齢年金の支給停止額の計算に用いられる「支給停止調整額」は、前年度の50万円から令和7年度は51万円に改定されました。これにより在職による支給停止がかかっている人は支給停止額が5千円緩やかになります。

国民年金保険料の育児期間の免除措置創設

令和8年10月～

国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料が、令和8年10月から父母ともに免除されるようになります。免除されるのは、原則として子が1歳になるまでの育児期間で、実母の場合は、産後免除期間に引き続く9ヵ月間が対象となり、対象期間における基礎年金額については満額が保証されます。

■出産・育児期間中の国民年金・国民健康保険 保険料

	産前産後期間	育児期間
国民年金	免除制度あり (平成31年4月～)	免除制度新設 (令和8年10月～)
国民健康保険	免除制度あり (令和6年1月～)	免除制度なし

被保険者の標準報酬月額

標準報酬月額を決める時期と適用期間

健康保険の標準報酬月額は、第1級の58,000円から第50級の1,390,000円の50等級に区分されています。厚生年金保険の標準報酬月額は、第1級の88,000円から第32級の650,000円の32等級に区分されています。

標準報酬月額は、①入社時に決められる「資格取得時決定」、②毎年決まった時期に見直される「定時決定」、③報酬が大幅に変動した場合に改定される「随時改定」、④産前産後休業や育児休業を終了後職場復帰し報酬に変動があったときなどに改定される「産前産後休業終了時改定」「育児休業等終了時改定」によって、決められた標準報酬月額と現在の報酬額との間に大きなズレが生じないように、見直しや改定が行われます。

●標準報酬月額の決定方法・届出時期・適用期間

	①	②	③	④
	入社したとき	毎年決まった時期	昇給や降給により報酬が大幅に変動したとき	産前産後休業や育児休業を終了後に報酬変動があったとき
決定方法	資格取得時決定 (18頁)	定時決定 (18頁)	随時改定 (26頁)	産前産後休業終了時改定 育児休業等終了時改定 (34頁)
届出書	被保険者資格取得届	被保険者報酬月額算定基礎届	被保険者報酬月額変更届	産前産後休業終了時 育児休業等終了時 報酬月額変更届
届出時期	資格取得から 5日以内	7月1日～7月10日 までに	すみやかに	すみやかに
適用期間	1～5月に決定 →その年の8月まで 6～12月に決定 →翌年の8月まで	9月から翌年の 8月まで	1～6月に改定 →その年の8月まで 7～12月に改定 →翌年の8月まで	1～6月に改定 →その年の8月まで 7～12月に改定 →翌年の8月まで
届出先	全国健康保険協会管掌(協会けんぽ)の事業所の場合→郵送で事務センター(管轄の年金事務所) 組合管掌健康保険(健康保険組合)の事業所の場合→郵送で事務センター(管轄の年金事務所)および 健康保険組合 ※厚生年金基金に加入している事業所は、厚生年金基金にも提出			

※各適用期間内に、随時改定または育児休業等終了時改定等が行われる場合、適用期間は、その改定月の前月までとされます。

※産前産後休業から引き続き育児休業等を取得する場合は、産前産後休業終了時改定の対象から外され、育児休業終了の際に改定が行われます。



任意継続被保険者の標準報酬月額

①資格喪失時の標準報酬月額と、②前年9月30日の全被保険者の標準報酬月額の平均額(令和7年度は320,000円)のうち、いずれか「少ない方の額」を標準報酬月額とします。

健康保険組合に加入している人は、資格喪失時の標準報酬月額を上限として規約で定めた額を標準報酬月額とします。



2以上の事業所に勤務する人の標準報酬月額

各事業所で受けた報酬を合算して、1つの標準報酬月額が決められ(標準賞与額も同様)、保険料はそれぞれ事業所の報酬月額に按分して計算されます。

なお、被保険者は、「所属選択・2以上事業所勤務届」を事務センター(年金事務所)または健康保険組合に提出することで、主として社会保険事務を行う事業所を選択することになります。

標準報酬月額 の 定時決定

記載例

被保険者報酬月額算定基礎届

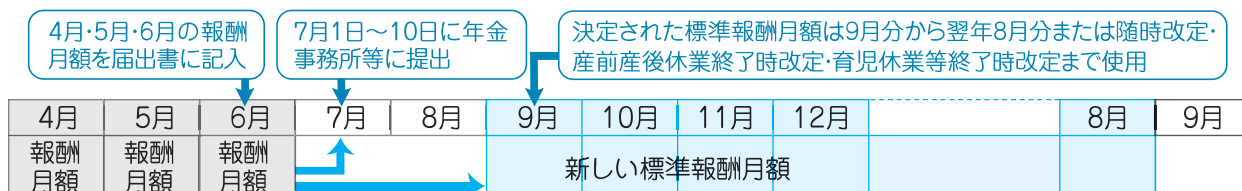
P.25

※算定基礎届の用紙は事務センター(年金事務所)から送付されます。令和3年度より総括表は廃止になりました。

定時決定(算定基礎届)の基礎となる月と決定対象月

健康保険や厚生年金保険の被保険者が実際に受ける報酬と、すでに決められている標準報酬月額とが、大きくかけ離れないよう、毎年1回、事業所に使用される被保険者の報酬月額を届け出て、各被保険者の標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といい、その届出を「算定基礎届」といいます。

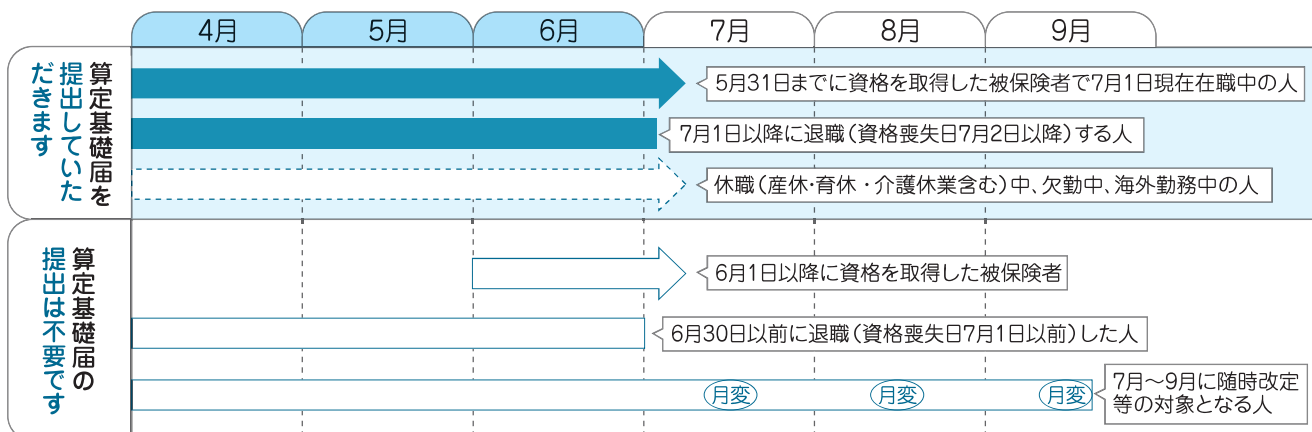
定時決定は、毎年7月1日～10日の間に、その年の4月・5月・6月に支払われた報酬月額を届け出ることによって各人の標準報酬月額が決められ、その年の9月分から翌年8月分まで(または随時改定や産前産後休業終了時改定、育児休業等終了時改定が行われるまで)の間、使用されます。



算定基礎届の対象になる人ならない人

算定基礎届は、その年の5月31日までに被保険者の資格を取得した人で、同年7月1日現在、被保険者である人全員が対象となります。

ただし、6月1日以降に被保険者となった人、7月から9月までのいずれかの月に随時改定または産前産後休業終了時改定、育児休業等終了時改定が行われる人は、定時決定の対象から除かれます。



標準報酬月額の資格取得時決定

入社して被保険者の資格を取得した人の標準報酬月額は、「被保険者資格取得届」によって決められます。

●資格取得時の報酬月額の算定方法

月給の場合	週給の場合	日給、時給、出来高・歩合給の場合
被保険者となった日に決められた初任給などの額に手当がある場合は加えて算定します。最初の月が日割計算であっても、月額を記入。	週給で決められた額を7で割って30倍した月あたりの額。	資格取得の日の前1ヵ月間にその事業所で同じような仕事に就き同じような賃金を受ける人たちが受けた賃金を平均したもの。

家族を健康保険の 被扶養者とするときなど

記載例

健康保険被扶養者(異動)届

p.11

健康保険に加入する家族(「被扶養者」といいます)

健康保険では、被保険者に扶養されている家族も給付を受けることができます。この家族を「被扶養者」といい、被扶養者に認定されれば、保険料を負担しなくても保険給付を受けることができます。

被扶養者となるためには、一定の条件を満たした人について「被扶養者(異動)届」を提出し、認定を受ける必要があります。なお、65歳未満の厚生年金保険被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人は、国民年金の第3号被保険者となります。

● 被扶養者の条件 ●

1 主として被保険者の収入により生計を維持されている75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者とならない方)

2 対象となる家族範囲(3親等内親族表における範囲)

被保険者と同居でも別居でもよい人

- ①配偶者(双方に戸籍上の配偶者がいない内縁関係も含む)
- ②子(養子を含む)、孫
- ③兄弟姉妹
- ④父母など直系尊属

被保険者と同居が条件の人

- ①左枠以外の3親等内の親族
- ②内縁の配偶者の父母及び子

3 被扶養者となるための収入条件

同居の場合

(下記2つの条件を満たした場合)

- ・年間収入130万円未満
(60歳以上の方または障害者の方は年間収入180万円未満)
- ・被保険者の年間収入の2分の1未満であること*

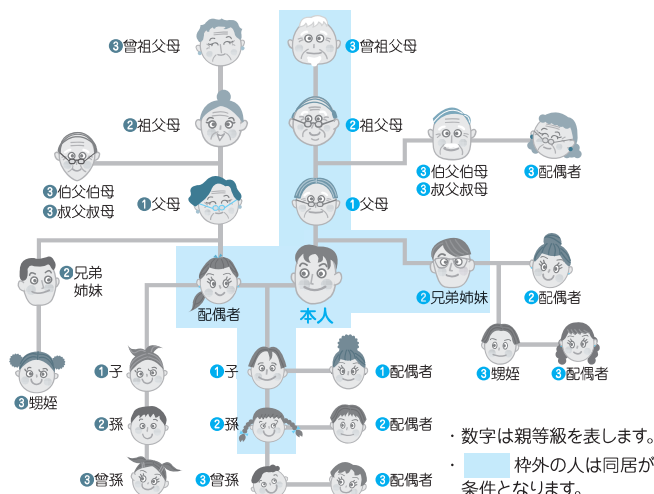
別居の場合

(下記2つの条件を満たした場合)

- ・年間収入130万円未満
(60歳以上の方または障害者の方は年間収入180万円未満)
- ・被保険者からの仕送り額より少ないこと

*年収130万円未満で被保険者の収入の2分の1以上の場合は、被保険者の収入で生計を維持していると認められれば、被扶養者となることもあります。

● 被扶養者になれる人の範囲(3親等内の親族)



4 国内に居住していること〔令和2年4月～〕

ただし、外国に一時的に留学する学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者等については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱われます。また、医療滞在ビザとロングステイビザによる入国者は、国内に居住していても被扶養者になれません。

添付書類

- (d) 障害・遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーが別途必要です。
- (e) 被保険者と扶養認定を受ける方が別居の場合、仕送りの事実と仕送額が確認できる預金通帳等のコピーまたは現金書留の控えのコピーを添付してください。(16歳未満の方と16歳以上の学生は、添付書類は不要です。)
- (f) 扶養認定を受ける方が海外に住所を有する場合は、必ず現況申立書、続柄・収入金額が確認できる公的証明書、仕送りの事実及び仕送額が確認できる書類(被保険者と同一世帯の場合は確認できる公的証明書)、及び海外特例要件に該当していることを証する書類(留学の場合は査証・学生証・在学証明書等、同行家族の場合は査証・海外赴任辞令等)の添付が必要です。
- (g) 被扶養者の非該当・変更の場合は、被保険者証や資格確認書の添付が必要です。添付できない場合は『回収不能届』を添付してください。
- (h) 外国人の配偶者を被扶養者(第3号被保険者)とする場合は「国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届」を同時に提出してください。(※個人番号を収録済の方は省略できます。)

病気やケガで会社を休んだとき

記載例

傷病手当金支給申請書

p.58

傷病手当金とは

傷病手当金とは、被保険者が病気やケガで会社を休み、その間の給与を受けられないときの生活の保障です。

病気やケガで4日以上仕事に就けなかったときは、「傷病手当金支給申請書」に事業主と医師の証明を受け、協会けんぽに提出してください。

傷病手当金が支給される条件

傷病手当金は、次の①～④の条件をすべて満たしたときに支給されます。

①仕事とは関係ない病気やケガの療養のための休業であること

→業務災害・通勤途上のケガについては、労災保険へご請求ください。

②それまで就いていた仕事に就くことができないこと

→担当医師の意見等をもとに判断されます。

③4日以上仕事に就けなかったこと（連続する3日間の休業を含む）

→病気やケガで療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待期期間）、4日以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待期期間には有給休暇、公休日、祝日を含みます。

④休業した期間について給与の支払いがないこと（手当等、一部でも給与支給があれば減額）

→給与が全額支払われている場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、給与の日額より傷病手当金の日額が高い場合は、その差額が支給されます。



「待期3日間」の考え方

●待期が完成しないイメージ図

休 出 休 休 出 出 休 休 出 休

●待期が完成するイメージ図

休 休 休 出 休 休 休 休 休 休

待期完成

傷病手当金受給

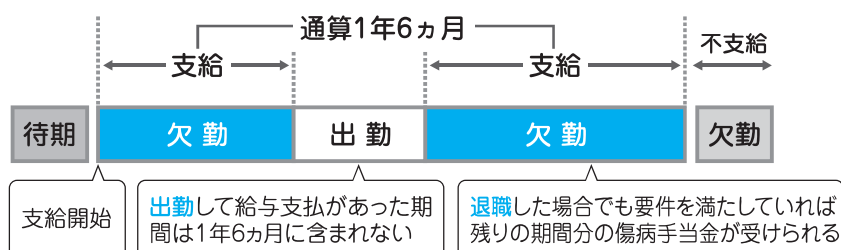
休 休 出 休 休 休 休 休 休 休

待期完成

傷病手当金受給

傷病手当金が支給される期間

傷病手当金が支給される期間は、支給期間を通算して最長1年6ヵ月です。



健康保険・厚生年金保険

標準報酬月額保険料額表

(等級を除き単位は全て円)

標準報酬				報酬月額 以上～未満	保険料(折半額)		
健 保 等 級	年 金 等 級	月 額	日 額		健康保険料		厚生年金保険料
					介護保険非該当 40歳未満、65歳以上	介護保険該当 40歳以上65歳未満	
					協会けんぽ熊本支部(令和7.3～)		
		円	円	円	円	円	円
1		58,000	1,930	～ 63,000	2,934.8	3,395.9	
2		68,000	2,270	63,000～ 73,000	3,440.8	3,981.4	
3		78,000	2,600	73,000～ 83,000	3,946.8	4,566.9	
4	1	88,000	2,930	83,000～ 93,000	4,452.8	5,152.4	8,052
5	2	98,000	3,270	93,000～ 101,000	4,958.8	5,737.9	8,967
6	3	104,000	3,470	101,000～ 107,000	5,262.4	6,089.2	9,516
7	4	110,000	3,670	107,000～ 114,000	5,566	6,440.5	10,065

●健康保険の保険料率(都道府県単位保険料率：熊本支部)
・一般保険料率 10.12%(令和7年3月～)
・介護保険料率 1.59%(令和7年3月～)

●厚生年金保険料率
18.3%(平成29年9月～)
年金32等級は、令和2年9月新設

●子ども・子育て拠出金率
0.36%(令和2年4月～)

●保険料月額＝標準報酬月額×保険料率(事業主と被保険者が折半負担)。
●賞与にかかる保険料額＝標準賞与額(賞与の1,000円未満を切り捨てた額。健保上限年度573万円、厚生上限1月150万円)×保険料率(事業主と被保険者が折半負担)。
●厚生年金基金加入員については、免除保険料率に応じた額を厚生年金基金に振り替えます。
●厚生年金保険、健康保険ともに等級が改定された場合は、それに応じた保険料となります。
●健康保険組合加入者の健康保険料率は、健康保険組合と異なります。
●厚生年金保険の報酬月額の1等級は「～93,000」、32等級は「635,000～」と読み替えてください。

端数の取り扱い

●納入告知書の保険料額は、被保険者の保険料額(端数を含む)の合計額となり、その合計額に円未満の端数がある場合は端数を切り捨てた額となります。(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条第1項)
●被保険者負担額の端数処理については以下のとおりとなります。
①事業主・被保険者間に特約がある場合は特約により決定します。
②事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合は、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げます。
③被保険者が被保険者負担分を事業主に現金で支払う場合は、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げます。